

亀山市教育委員会告示第2号

亀山市亀山地区遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月26日

亀山市教育委員会教育長 中原 博

亀山市亀山地区遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市亀山地区遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱（平成17年亀山市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（補助対象及び補助金の額） 第3条 補助の対象となる児童及び生徒は、次の各号に掲げるとおりとし、補助金の額は、当該各号に定める額とする。 〔（1） 略〕 （2）小川町、小野町又は下庄町（出屋及び弘法寺に限る。）から亀山中学校に、安坂山町（坂本を除く。）又は両尾町（河内に限る。）から中部中学校にそれぞれ自転車で通学する生徒 年額<u>4,000円</u> （3）安坂山町（坂本に限る。）から中部中学校に自転車で通学する生徒 年額<u>6,000円</u>	（補助対象及び補助金の額） 第3条 補助の対象となる児童及び生徒は、次の各号に掲げるとおりとし、補助金の額は、当該各号に定める額とする。 〔（1） 略〕 （2）小川町、小野町又は下庄町（出屋及び弘法寺に限る。）から亀山中学校に、安坂山町（坂本を除く。）又は両尾町（河内に限る。）から中部中学校にそれぞれ自転車で通学する生徒 年額<u>5,000円</u> （3）安坂山町（坂本に限る。）から中部中学校に自転車で通学する生徒 年額<u>7,000円</u>
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。